Ⅰ計画のポイント箇条書き一覧表　･･･過去問H7～H28（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題は出来る限り統一化）

1. 設計手法
建築設計者は、建築が近隣や社会に及ぼす影響を自ら評価し、良質な社会資本の充実と公共の利益のために努力することが重要である。
建築設計にかかわる者は、依頼者の要請に応えるとともに、当該建築物の利用者及び社会に対する公益性に配慮して、公正な立場で業務を遂行することが重要である。
建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行う。
建築士は、設計を行う場合、法令に適合させて、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努める。
建築士は、法令違反行為について、指示、相談等の行為をしてはならない。
建築計画は、建築の目的や意図に応じて、構造、設備、防災等の様々な専門分野の技術を総合的に調整する。
設計は、計画段階から施工段階に至る多面的な要求の分析を行い、分析から得られた知見を様々な条件を考慮して総合し、一つの具体的な建築空間を提案する。
建築物の設計に当たっては、建設地の気候や風土を読み解き、利用者の将来的な要求や将来の建築物に対する要求の変化を予測することが重要である。
集合住宅の新築に当たっては、地域の生活に配慮するとともに、既存建築物の使用等に係る調査を行い、その結果を活用する。
建築物の設計に当たっては、可能な限り環境負荷を小さく抑え、再利用・再生が可能な資源・材料を使用し、建築の生涯の資源消費量を最小限に留めることが望ましい。
「地球環境・建築憲章」(2000年)において、「建築はそれ自体完結したものとしてでなく、地域の、さらには地球規模の環境との関係においてとらえられなければなりません。」と示されている。
自然エネルギーを活用する建築は、建築物の形態や配置、開口のとり方や断熱等、建築の基本的な構成に配慮することが重要である。
公共建築物の[illegible]等の集合の場所[illegible]の配置計画は、ノーマライゼーションの[illegible]。
機械的手法[illegible]パッシブデザイン[illegible]機械的手法を取り[illegible]（[illegible]を[illegible]自然放熱させる方法など）。
建築物は、長期間利用する方が環境負荷の低減策となる（ライフサイクルの考え方）⇒既存施設を解体し新たな建築をつくることは環境負荷の低減とならない。
サステイナブル（持続可能）な建築の計画は、自然、風土、地域性、場所性等の認識が重要である。
建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査及び鑑定のみを業として行う場合、建築士事務所を開設して業務を行う。
「エネルギーの使用の合理化に[illegible]法律」に基づく[illegible]に対する届出[illegible]00㎡以上の床面積を有する建築物[illegible]。
建築物の長寿命化に[illegible]建築物[illegible]も継続的に適正な[illegible]維持管理を行うために[illegible]画の初期段階から配慮する。
免許は、一級建築士が国土交通大臣、二級建築士及び木造建築士が都道府県知事から受ける。
一級建築士、二級建築士及び木造建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努める。
コーホート要因法は、過去の出生人口から将来の人口を予測するもの（待合室の単位時間当たりの外来患者数予測や床面積を算定するものではない）。
コミュニテイ施設の計画[illegible]立ち、建築主の要請に応じ、施設が提供するサービス、運営方法等を検討する会議に参加する。
調査又は鑑定[illegible]業務であり、不誠実な行為は懲戒処分の対象である。
設計案が提供する性能の検討[illegible]縮尺模型やシミュレーションモデルを用いる場合、そこで示されるデータが実際の事物や現象のどのような側面に対応しているかを確認する。
設計案の検討中に生じた問題は、既に決定した事項に対しても、その是非の再検討を行い、必要に応じて、設計案を修正する。
設計は、基本設計から実施設計となる。
アカウンタビリティは、一般に、業務や研究活動についての説明する責任のことをいう。
談合は、応札者[illegible]事前[illegible]合[illegible]札価格や[illegible]決定[illegible]他[illegible]ること[illegible]。
公益通報には、通報先[illegible]通報[illegible]内部通報、行政機関[illegible]通報、外部通報[illegible]の種類がある。
コンプライアンスは、法令遵守と訳され、法令・条例等の遵守に加えて企業倫理等の遵守も含む。
2. 日本建築史作品
浄土寺浄土堂は、重源によって建立された大仏様（天竺様）の建築である。
桂離宮は、江戸時代に[illegible]営まれた[illegible]数寄屋風の木造[illegible]。
円覚寺舎利殿は、禅宗様（唐様）建築である。
日光東照宮の社殿は、本殿と拝殿との間を石の間でつなぐ権現造りの例である。
出雲大社本殿は、正面の片方の柱間を入口とした非対称の形式をもつが、中門造りではなく、大社造りの神社建築の例である（平入り形式ではなく、妻入り形式）。
伊勢神宮正殿（三重県）、平入りで、切妻屋根に堅魚木（かつおぎ）と千木（ちぎ）をもち、柱を全て掘立て柱とした神明造りの例である。
厳島神社[illegible]（広島県）[illegible]本の[illegible]高[illegible]極[illegible]）を[illegible]ために[illegible]島の[illegible]海[illegible]に設けられた[illegible]大[illegible]（[illegible]）を付[illegible]造りの[illegible]である。
金閣は、足利[illegible]造[illegible]化[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]様[illegible]仏[illegible]形式[illegible]、第2層[illegible]和様[illegible]、[illegible]住[illegible]建築[illegible]を用[illegible]る。
金閣や銀閣は、小規模建築となる寝殿造や釣殿ではなく、大規模となる庭園建築である。
金閣や銀閣が建てられた時代には、武家住宅に、床の間・違い棚・付書院などの座敷飾りが用いられるようになり、書院造が発展し、今日の和風住宅の原形が形成された。
妙喜庵待庵は、小堀遠州作ではなく、千利休の茶室である。
京都文化博物館の別館（登録有形文化財）は、平[illegible]博物館として使用されていた旧日本銀行京都支店を、竣工時の姿に復元し、整備したものである。
江戸時代に建設された岐阜[illegible]白川村の民家は、合掌造りと呼ばれる。
銀閣と同じ敷地に建つ東求堂（とうぐどう）の同仁斎（どうじんさい）は、現存する最も古い違い棚と付書院をもつ四畳半である。
西本願寺飛雲閣（京都府）は、外観、内部ともに住宅風に造られており、軽快で奇抜な意匠が施されている。
姫路城（兵庫県）は、小丘を巧みに利用して構築された平山城で、優美な外観が特徴である。
薬師寺東塔（奈良市）は、三手先（みてさき）の組物を用い、裳階（もこし）が付いた三重塔である。
沖縄県にある今帰仁城跡（なきじんじょうあと）や首里[illegible]歴[illegible]資産は、琉球地方[illegible]自の文化遺産[illegible]ユネスコ[illegible]に登録されている。
佐賀県の有田町は、江戸時代以来の町[illegible]を保[illegible]、活用するとともに、耐[illegible]瓦屋[illegible]の復元や裏通りの整備[illegible]まちづくり[illegible]進めている。
札幌市にあるサッポロファクトリーは、明示9年に開設されたビール工場の煉瓦造の建築群を保存、再生し、それらを大きなアトリウムや地下通路等で結び付けて複合商業施設としたもの。
東京国立近代美術館の工芸館の改修は、外観を修理復元するなどしたものであり、免震構造は採用されていない。
光浄院客殿の平面は、「匠明」の殿屋集に描かれている「主殿の図」とほぼ同じであり、桃山時代の標準的な武家の住宅の形式を示すものと考えられている。
法隆寺東院伝[illegible]は、[illegible]が[illegible]間[illegible]移[illegible]5[illegible]屋[illegible]橋[illegible]の[illegible]宅[illegible]として[illegible]建[illegible]たもの。
竜吟庵方丈[illegible]富[illegible]頂（入[illegible]で[illegible]、[illegible]様[illegible]主[illegible]言われている。
三仏寺投入堂は、修験の道場として山中に営まれた三仏寺の奥院であり、岩山の崖の窪みに建てられた懸造り（かけづくり）である。
新薬師寺本堂は、寄棟造りではなく、入母屋造りである。
同潤会青山アパートの市街地再開発事業は、1棟を集合住宅として保存したものではなく、集合住宅から商業施設への建替えである（転用ではない）。
横浜赤レンガ[illegible]棟[illegible]、[illegible]から[illegible]建築された煉瓦造の倉庫を改修し、文化施設、商業施設として整備したもの。
門司港レトロ[illegible]九[illegible]は、門司港[illegible]に[illegible]貿易港として栄えた門司港地区の歴史的建築物の修復・復元等を通して、地域の活性化を目的としている。
中京郵便局（京都市）は、明示時代に建てられて煉瓦造の洋風建築であり、ファサードの一部を保存し、内部を一新して鉄筋コンクリート造の建築物とすることにより、現在でも郵便局として利用されている。
三井本館（東京都中央区）は、国の重要文化財に指定された建築物であり、重要文化財特別型特定街区制度を適用して超高層ビルと一体的に再生され、現在でも銀行やオフィスビルとして利用されている。
自由学園明日館（東京都豊島区）は、F.L.ライトと遠藤新とが設計した木造校舎であり、国の重要文化財の指定を受けて、使い勝手を向上させながら耐震補強等の改修がなされている。
東京駅丸の内駅舎は、総合設計制度ではなく、特例容積率適用地区を適用して未利用容積を別の敷地に売却したもの。
アートプラザ（大分市）は、図書館をギャラリー等からなる芸術文化の複合施設にしたもの。
倉敷アイビースクエア（倉敷市）は、連続するのこぎり屋根をもつ平家建ての紡績工場の棟の一部を撤去してできたオープンスペースを中心として、展示施設、ホテル等からなる複合施設にしたもの。
旧大社駅舎（出雲市）は、「赤レンガの外観」となっていない。
密庵（みったん、京都市）は、17世紀に桂離宮の敷地南端に造立された、茅葺寄棟屋根や深い土庇等の農家風の外観をもつ格式にこだわらない自由な造形の茶室である。
如庵（じょあん、[illegible]市）は、[illegible]世紀[illegible]建[illegible]造立された、大小[illegible]の[illegible]屋[illegible]が特徴[illegible]茶室である。
孤蓬庵忘筌（[illegible]ん）[illegible]は、[illegible]から[illegible]遠州によ[illegible]造立[illegible]、[illegible]居[illegible]の隣[illegible]との[illegible]隔[illegible][illegible]風茶室である。
桂離宮は、数寄屋風建築である。
東大寺南大門は、天竺様（大仏様）建築である。
横浜赤レンガ倉庫は、長年使用されていなかった煉瓦造の倉庫を、劇場、ギャラリー、商業施設等にしたものである。
国立西洋美術館（東京都台東区）の改修は、免[illegible]工法[illegible]、[illegible]工時[illegible]損なうことなく地盤[illegible]安全性を[illegible]。
サッポロファクトリー（札幌市）は、[illegible]年[illegible]設[illegible]ビール[illegible]煉瓦造[illegible]建[illegible]群を[illegible]、[illegible]それらを大きなアトリウムや地下通路等で結び付けて複合商業施設としたもの。
神明造りは、切妻造り、平入りとし、柱はすべて掘立柱とし用い、2本の棟持柱があり、平面四隅に高欄付きの縁をめぐらせている。
神明造りは、切妻屋根の棟の上に棟と直交する円形断面の堅魚木（かつおぎ）が並び、棟の両端に斜めに突き出した千木（ちぎ）がある。
大社造りは、切妻造りであるが、平入りではなく、妻入りである。
住吉造りは、切妻造り、妻入りとし、平面は前後に外陣・内陣に分かれ、前後に細長い形状であり、周縁・高欄はない。
春日造りは、切妻造り、妻入りとし、正面に[illegible]の[illegible]を設[illegible]ている。
天竺様（大仏様）は、柱[illegible]と詰組[illegible]の組物を[illegible]、詰組みの組物を[illegible]は唐様（禅宗様）である。
唐様（禅宗様）の上部が曲線をなす開口部は、火灯（かとう）と呼ばれ、鎌倉時代後半に初めて用いられている。
寝殿造りにおいて、寝殿の左右や後ろに造られた独立の住屋は、対屋（たいのや）と呼ばれ、渡殿（わたどの）で連結されている。
目黒区総合庁舎（東京都目黒区）は、民間企業の本社屋として建築された建築物を、耐震補強、設備改修等を行ったうえで、庁舎として再生・転用したもの。
神奈川県立近代美術館鎌倉館は、戦後の近代美術館として初めて竣工したもので、免震レトロフィット工法を採用していない。

本内容は、「過去問」について、不正解問題は正解の文面に、長文は可能な限り短文に変更する等して項目別での一覧表にまとめたものである。文面は、過去問を参考にしていることから、（公財）建築技術教育普及センターとの過去問の使用許諾条件により、「会員講座」のみでの公開としている。ここでは、参考として一部を公開しているものである（会員講座では全項目におけるポイント箇条書きを公開）。
※本内容は、通勤時等で日々熟読すると、試験時に不正解問題を読んだ時、「違う」と直感的に感じることができるようになる。